

目次

第1部 民事訴訟の基礎 1

民事訴訟の基礎

I 民事訴訟のアウトライン	3
Q1 民事訴訟とは	3
II 民事訴訟の審理の原則	6
Q2 処分権主義	6
Q3 弁論主義	7
III 民事訴訟と要件事実	9
Q4 要件事実	9
Q5 主張・証明責任	12
IV 民事訴訟における証拠と証明	16
Q6 証拠	16
Q7 本証・反証	18
Q8 証明・疎明	19
Q9 証明の対象	20

第2部 紛争類型別要件事実 25

第1章 貸金をめぐるトラブル

Q1 貸金請求①（弁済・時効を抗弁とする場合）	27
§1 紛争の特徴及び留意点	28
§2 訴訟の流れ	30
1 原告の申立て、主張及び立証	30
2 被告の認否及び立証	33
3 原告の再反論及び立証	36
4 再抗弁に対する被告の対応	39
5 本件における争点の選択	39

第1章 貸金をめぐるトラブル

貸金請求①(弁済・時効を抗弁とする場合)



株式会社Xは、平成12年4月1日、金100万円をX代表者xの友人であるYに対して貸しました。利息は年5%として、毎年3月末日に後払いで支払う約束となっていました。特に元金返済時期は定められていませんでした。Yは利息は毎年払っていましたが、元金の支払をしないままになっています。Xからの依頼を受けて、平成22年6月1日到達の書面で金100万円を1週間以内に返済するよう催告しましたが、Yからは、平成21年3月31日に返済したはずだ、という回答がありました。xの話では、平成13年9月にYから更に金を貸して欲しい、という話があり、X社としてこれ以上貸し付けるのは問題があるので、x個人としてYに対して金100万円を貸したことがあり、平成21年3月31日に受け取ったのは、xからの貸付金の返済であって、Xからの貸付金は未返済となっている、とのことでした。なお、利息は平成21年3月31日に最後の支払があつて以降支払われていない、とのこと。Xからの依頼を受けてYに対して貸金返済の訴訟を提起する場合、どのような点に気をつけて訴訟を提起すれば良いでしょうか。



本問の場合、期限を定めずに貸し付けた貸金債権ですから、Xはいつでもその返済を請求（催告）することができます（司研・第1巻277頁参照）。しかし、Yは、返済した、と主張していますし、Yから金100万円が交付されたこと自体には争いがないので、平成21年3月31日にYが行った金100万円の交付がXに対して交付されたのかそれともxに対してなのか、が問題となります。この点については、訴訟提起にあたって、xがどういうつもりで100万円を受領したのか、ということよりも、具体的にどのような返済が行われたのか、を確認する必要があります。その結果、客観的証拠として、平成21年3月31日の金100万円の交付は、Y

まいます。ですから、こういった主張は時効との関係ではYに間接的に不利に働く可能性もあります。

本件の訴訟提起に当たっては、こういった様々な要素を検討して準備する必要があります。

§ 2 訴訟の流れ

1 原告の申立て、主張及び立証

1-1 請求の趣旨

- 記載例**
- 1 被告は、原告に対し、金100万円及びこれに対する平成21年4月1日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

☞ 本問においては、利息の最終支払は、平成21年3月31日ですから、催告によって弁済期の到来した平成22年6月8日までは利息として、それ以降は遅延損害金として年5%の金利の支払を求めることとなりますが、請求の趣旨との関係では、どういう性質の付帯請求かは問題とならないので、上記のように一括して平成21年4月1日以降の金利の支払を求めることとなります。

1-2 請求原因事実

1-2-1 金銭消費貸借契約の要件事実

- 記載例**
- 1 原告は被告に対し、平成12年4月1日、以下の約定で金100万円を貸し付けた。
利 息 年5%、各年3月末日限り後払い
返済期限 定めない。
 - 2 原告は被告に対し、平成22年6月1日到達の書面により、前項の貸金を7日以内に返済するよう催告したが、被告は返済を行わないまま平成22年6月8日を徒過した。
 - 3 なお、被告は平成21年3月31日までの約定金利の支払は行った

が、それ以降の利息の支払をしていない。

- 4 よって、原告は被告に対し、本件貸金100万円及びこれに対する最終弁済日の翌日である平成21年4月1日から期限の利益喪失の日である平成22年6月8日まで約定の年5%の割合による約定利息の支払を、期限の利益喪失の日の翌日である平成22年6月9日から支払済みまで民法所定年5%の割合による遅延損害金支払を、それぞれ求める。

Ⓢ 金銭消費貸借契約は、合意によって成立する諾成契約ではなく、実際に金銭を交付した時点で成立するいわゆる「要物契約」とであると解されています（広中俊雄『債権各論講義』105頁以下（有斐閣、第6版、1994）参照。ただし、民法の典型契約とは別に諾成的金銭消費貸借契約、という概念を認めるかどうかは別の問題です。）。したがって、要件事実としては、現実に金銭を交付した旨の主張が必要となりますが、その趣旨で、実務上上記のように、「貸し付けた。」とか「貸し渡した。」などと記載します。

また、第3項の主張は、いわゆる事情の記載です。本来弁済の事実の立証責任は被告が負担しており、平成21年3月31日まで利息の支払が行われていた事実は原告が主張責任を負担するものではありません。しかし、現実には平成21年3月31日までの利息金請求権はYの弁済により消滅しているのですから、Xとしてもあらかじめこれを認めて、平成21年4月1日以降の利息を請求する根拠を明確にすべきでしょう。その意味で、第3項は理論的にはXによる不利益陳述（弁済の抗弁の先行自白）、ということになります。

なお、よって書が付帯請求の一部を約定利息として、一部を遅延損害金として請求していることについては、前述1-1を参照してください。

1-2-2 貸金返還請求の要件事実

◆要件事実

- ① 原告は被告に対し、平成12年4月1日、利息年5%、返済期限を定めずに金100万円を貸し付けた。
- ② 原告は被告に対し、平成22年6月1日、①の貸金を7日以内に返済するよう催告した。

2-3 抗弁

2-3-1 抗弁1：弁済

.....
記載例 YはXに対し、平成21年3月31日、本件貸金の返済として、金100万円を支払っており、これにより本件貸金債務は消滅している。
.....

2-3-2 抗弁1の要件事実

◆要件事実 _____

- ① YはXに対し、平成21年3月31日、本件貸金の返済として、金100万円を支払った。

2-3-3 抗弁2：消滅時効

.....
記載例 本件金銭消費貸借契約は、融資の実行以来10年以上が経過しているが、期限の定めなく行われたものであり、平成12年3月31日より消滅時効が進行している。したがって、同22年3月31日をもって消滅時効が完成しており、被告はこれを援用する。
.....

2-3-4 抗弁2の要件事実

◆要件事実 _____

- ① 平成22年3月31日は経過した。
② 消滅時効の援用

消滅時効の抗弁を提出するためには、時効期間の経過を主張する必要があります。本問の場合、期限の定めなく平成12年4月1日に金銭消費貸借が成立していますから、同22年3月31日の経過により消滅時効期間が満了します。更に、時効の主張のためには「援用」が必要です。援用は、事実主張ではなくいわゆる権利抗弁であり、時効の利益を得る、というYの権利の主張です。時効、という制度自体、訴訟上の立証の困難を回避することを目的としたものである、とする考え方が主流であり、時効完成の利益を享受するか否

か、は個人の意思に委ねられます（「紳士は時効を援用せず。」という法諺があります。なお、川島武宜編『注釈民法(5)総則』37頁（有斐閣、1967）参照）。そこで、要件事実としても、②の時効の援用が必要となります（なお、大江忠『要件事実民法(1)』429頁（第一法規、第3版、2005）参照）。

2-4 抗弁事実の立証

一般的には弁済の事実を立証することは困難ではなく、銀行振込書類、領収書などによって立証します。しかし、本問では、生の実事としてXないしxに金100万円が交付されたことはXも認めており、それがXからの貸金の返済としてなのか、それとも別のxからの貸金の返済としてなのか、が争われています。ですから、立証手段としては、銀行振込証であれば、x個人の口座ではなく、法人Xの銀行口座に振り込んだ記録、領収書であればX社名義の領収書、をそろえることが望ましい、ということが出来ます。

なお、消滅時効の抗弁については、消滅時効の起算点及び時効期間の経過については争いがなく、立証すべき事実は見あたりません。抗弁2についてはむしろ時効中断事由の有無が争点となります（後述3参照）。

3 原告の再反論及び立証

3-1 抗弁に対する認否

3-1-1 抗弁1に対する認否

.....
記載例 YはXに対し、平成21年3月31日、本件貸金の返済として、金100万円を支払った、との事実は否認する。Xの代表者であるxが平成21年3月31日、Yから金100万円を受領したのは事実であるが、それはxのYに対する別個の貸金の返済として受領したものである。

すなわち、本件融資を行った翌年の平成13年3月に至り、Yからxに対し、更に追加で100万円融通してほしい、との申入れがなされた。しかし、原告会社として、業務との関連性のないYに対する融資をこれ以上行うのは問題がある、と判断し、Yからの申入れはx個人において対応することとした。そこで、xはYに対し、平成13年4月1日、金100万円を利息年5%として、期限の定めなく貸し